30′ E145°40′の地点及びN43°20′ E145°50′の地点を端点とする北海道と国後島の間の中間地点を結ぶ線の東側にあるもの、N34°40′ E129°10′の地点とN32°30′ E127°30′の地点とを結ぶ直線の西側にあるもの及び東経124°の線の西側にあるものを除く。）

空港等	標点
（略）	
石垣空港	N24°24′ E124°15′

B　次に掲げる空港等の標点を中心とする半径72㎞の円内の区域の直上空域で地表又は水面から300m以上のもの（Aに係るもの及び東経124°の線の西側にあるものを除く。）

札幌飛行場、千歳飛行場、新千歳空港、函館空港、三沢飛行場、松島飛行場、仙台空港、新潟空港、宇都宮飛行場、小松飛行場、百里飛行場、成田国際空港、東京国際空港、美保飛行場、厚木飛行場、中部国際空港、浜松飛行場、明野飛行場、広島空港、関西国際空港、高松空港、徳島飛行場、築城飛行場、福岡空港（標点Aに限る。）、高知空港、大分空港、長崎空港、熊本空港、宮崎空港、鹿児島空港、鹿屋飛行場、那覇空港、下地島空港、硫黄島飛行場、石垣空港

C　（略）

2　航空交通管制圏を指定すべき空港等及び航空交通管制圏　次表左欄に掲げるもの及び同表右欄に掲げるもの

航空交通管制圏を指定すべき空港等	航空交通管制圏	
	名称	空域
（略）		
石垣空港	石垣管制圏	石垣空港の標点（N24°24′ E124°15′）を中心とする半径９㎞の円内の区域の直上空域で高度900m以下のもの

30′ E145°40′の地点及びN43°20′ E145°50′の地点を端点とする北海道と国後島の間の中間地点を結ぶ線の東側にあるもの、N34°40′ E129°10′の地点とN32°30′ E127°30′の地点とを結ぶ直線の西側にあるもの及び東経124°の線の西側にあるものを除く。）

空港等	標点
（略）	
新石垣空港	N24°24′ E124°15′

B　次に掲げる空港等の標点を中心とする半径72㎞の円内の区域の直上空域で地表又は水面から300m以上のもの（Aに係るもの及び東経124°の線の西側にあるものを除く。）

札幌飛行場、千歳飛行場、新千歳空港、函館空港、三沢飛行場、松島飛行場、仙台空港、新潟空港、宇都宮飛行場、小松飛行場、百里飛行場、成田国際空港、東京国際空港、美保飛行場、厚木飛行場、中部国際空港、浜松飛行場、明野飛行場、広島空港、関西国際空港、高松空港、徳島飛行場、築城飛行場、福岡空港（標点Aに限る。）、高知空港、大分空港、長崎空港、熊本空港、宮崎空港、鹿児島空港、鹿屋飛行場、那覇空港、下地島空港、硫黄島飛行場、新石垣空港

C　（略）

2　航空交通管制圏を指定すべき空港等及び航空交通管制圏　次表左欄に掲げるもの及び同表右欄に掲げるもの

航空交通管制圏を指定すべき空港等	航空交通管制圏	
	名称	空域
（略）		
新石垣空港	新石垣管制圏	新石垣空港の標点（N24°24′ E124°15′）を中心とする半径９㎞の円内の区域の直上空域で高度900m以下のもの

（航空交通管制業務に関する告示の一部改正）

第二条　航空交通管制業務に関する告示（昭和四十一年運輸省告示第百四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第１（第１項関係）

空港等	航空交通管制業務を行なう機関	航空交通管制業務の内容		
		種類	無線呼出名称	運用時間
（略）				

改正前

別表第１（第１項関係）

空港等	航空交通管制業務を行なう機関	航空交通管制業務の内容		
		種類	無線呼出名称	運用時間
（略）				